



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月26日
号外(4)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会規則(モノづくり振興課) 1
- ※滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則(都市計画課) 2
- ※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則(財政課) 2
- ※滋賀県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則(文化芸術振興課) 2

○ 告 示

- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(モノづくり振興課) 3

規 則

滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第14号

滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)を実施しようとする民間事業者の役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。)および職員ならびに利害関係人は、委員となることができない。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。

6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、特定事業を実施しようとする民間事業者に対し援助、助言等を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民間事業者の選定(法第8条第1項に規定する民間事業者の選定をいう。)に係る特定事業を所管する課または局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第15号

滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第73号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会規則

第1条中「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」を「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」に改める。

第2条中「する者」の右に「または都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の3第1項に規定する公募設置等計画を提出しようとする者」を加え、「以下「申請者」を「以下これらの者を「申請者等」に改める。

第7条第2項中「申請者」を「申請者等」に改める。

第8条中「指定管理者」の右に「または都市公園法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者」を加える。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第16号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和36年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「近代美術館観覧料」を「美術館観覧料」に改める。

第10条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第17号

滋賀県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

滋賀県立近代美術館管理規則(令和2年滋賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

滋賀県立美術館管理規則

第1条中「滋賀県立近代美術館条例」を「滋賀県立美術館条例」に、「滋賀県立近代美術館()」を「滋賀県立美術館()」に改める。

第17条(見出しを含む。)中「滋賀県立近代美術館協議会」を「滋賀県立美術館協議会」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第229号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第1項第1号の表分析機器の部中

「	赤外分光光度計 (F T - I R)	1,260	を
「	赤外分光光度計 (F T - I R)	1,260	に、
	高機能赤外分光光度計 (顕微 F T - I R)	2,910	
	高機能赤外分光光度計	2,060	
「	G P C シ ス テ ム	2,480	を
「	G P C シ ス テ ム	2,480	に改め、同部に次のように加える。
	マルチ検出器 G P C シ ス テ ム	3,230	
	リアルタイム P C R 装置	2,360	

別表第1項第1号の表物性評価機器の部中

「	動的粘弾性測定装置 (低 温)	3,360	を
「	動的粘弾性測定装置 (低 温)	3,360	に改め、同部に次
	伸長粘度測定システム	500	

のように加える。

	高感度ガスバリア性測定装置	1,490
--	---------------	-------

別表第1項第1号の表化学試料調整機器の部中

「	超微細粉体作製装置	960	を
---	-----------	-----	---

超 微 細 粉 体 作 製 装 置	960
プ ラ ス チ ッ ク 改 質 装 置	2,450

に改め、別表第1

項第3号の表試験・測定機器の部中

ス ク リ ー ン 印 刷 装 置	900
-------------------	-----

を

ス ク リ ー ン 印 刷 装 置	900
セ ラ ミ ッ ク ト ナ ー 印 刷 シ ス テ ム	920

に改め、同表工作

機器の部に次のように加える。

大 型 5 軸 モ デ リ ン グ マ シ ン		3,860
	1時間増すごとに	2,210
レ ー ザ ー 加 工 機		1,410
ペ レ ッ ト 式 3 D プ リ ン タ		4,170
	1時間増すごとに	2,150
3 D C A D C A M シ ス テ ム		590

別表第1項第3号の表窯業用焼成炉の部中

20キロワット	素 焼	11,500
	本 焼	20,300
45キロワット	素 焼	19,000
	本 焼	35,700

を

20キロワット(脱脂機能付き)	素 焼	11,750
	本 焼	20,510
45キロワット(酸化用)	素 焼	19,290
	本 焼	35,930

に、

0.4立方メートル	素 焼	1,890
	本 焼	3,010

を

0.5立方メートル	素 焼	2,570
	本 焼	3,790

に改め、別表第1項第4号の表中

0.4立方メートル	素 焼	4,060
	本 焼	7,010

を

0.5立方メートル	素 焼	4,780
	本 焼	7,960

に改め、同表第1

項に次の2号を加える。

(5) セラミックトナー印刷システムを使用する場合における材料費相当額の細目

区 分	金 額
セラミックトナー転写紙	円 1枚につき 1,290

(6) ペレット式3Dプリンタを使用する場合における材料費相当額の細目

区 分	金 額
3Dプリンタ用材料(セラミックス)	円 10立方センチメートルにつき 1,150
3Dプリンタ用材料(樹脂)	10立方センチメートルにつき 20
3Dプリンタ用材料(サポート)	10立方センチメートルにつき 40

別表第2項第1号の表精密測定機器の部に次のように加える。

画像計測装置	790
--------	-----

別表第2項第1号の表物理量測定機器の部中

メッキ評価測定装置	980	を に改め、同表分析
メッキ評価測定装置	980	
赤外線温度分布測定装置	860	

機器の部中「2,090」を「2,180」に改め、同表化学試料調整機器の部に次のように加える。

卓上溶融成形機	2,460
---------	-------

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

